

M&Aに関する注意事項

～M&Aで損害をこうむらないために～

弁護士
小寺 正史



M&Aは一般の企業のみならず、医療法人などでも実施されています。M&Aに当たって、仲介会社の言われるままに契約を締結し、後日トラブルが発生している事例があります。

そこでM&Aの交渉及び契約締結に関する主な注意点を説明いたします。

1 個人保証の解除

譲渡会社の経営者が銀行等に対し、個人保証をしている場合があります。M&Aに当たり、個人保証が解除されていないと、譲渡後にもかかわらず、譲渡会社の経営者が保証人として責任を負うリスクが残ります。

それを防ぐため、最終契約において、個人保証の解除義務を設け、履行されない場合の処置(契約の解除・譲受け人の保証など)の条項を設けることが重要です。

2 デューデリジェンス(DD)の実施

デューデリジェンス(以下「DD」といいます)は、M&Aにおいて、譲渡会社における各種のリスク等を精査するために行われます。調査項目は、資産・負債等に関する財務調査及び株式や契約内容等に関する法務調査等です。

DDにより、客観的資料に基づいて、譲渡額、条件、表明保証条項等の調整を行うことができます。これにより、M&A成立後のトラブルを防止することも可能です。予算等の制約がある場合であっても、検討対象を絞るなどの工夫をしてDDを実施することが不可欠になります。

3 表明保証の内容

表明保証とは、契約の一方の当事者が、他方当事者に対して、財務状況、法務状況、事業状況などに関する一定の事項が真実かつ正確であることを示す「表明」と、その内容を「保証」することを指します。これはM&A取引の信頼性を高める基盤となります。

この表明保証において、期間や責任額の上限が設定されていない場合、及び適用場面が明確でない規定が存在する場合、譲り渡し側が過大な表明責任を負担するリスクがあります。M&Aの契約書の

表明保証の条項はなじみのない表現が多く、分かりづらいものですが十分検討することが重要です。

4 M&A契約の決済

M&A契約に基づく決済はクロージング時に行われることが一般的です。諸事情により一部の決済がクロージング後に行われることもあります。このような場合、約束が履行されずトラブルが生ずることがあります。

クロージング後に決済がされる場合には、できる限り明確な条項を設けると共に、不履行の場合の対策を講ずることが重要です。

5 譲渡会社とその経営者の財産の整理

譲渡会社の資産・負債と経営者個人の資産・負債が明確に分離されていない場合には、M&Aにおいて整理する必要があります。

最終契約後に整理する部分が残る場合は、後日トラブルが生ずるリスクがあります。対象となる資産を特定の上、最終契約において各資産の移転方法・譲渡額を具体的に明記することが重要です。

6 最終契約後の状況に応じた支払の変動

最終契約後に譲渡額を調整・修正する条項が設けられる場合があります。この場合、調整・修正が発生する条件や調整・修正の方法等について解釈の相違等により当事者間で争いに発展するリスクがあります。このため、できる限り明確な条項を設けることが重要です。

7 最終契約からクロージングまでの期間

最終契約からクロージングまでに一定の期間を設けます。この期間が長い場合には状況に変化が生じてトラブルが生ずる可能性があります。このため、この期間は諸事情を考慮して慎重に定めることが重要です。

8 専門家のアドバイス

M&Aにおいては、上記のとおり様々な問題が潜んでいます。法的問題や税務的な問題の発生を防止するために、弁護士や税理士などの専門家からアドバイスを受けることが重要です。

以上